◆相続人代表者指定届について

お亡くなりになられた方名義の固定資産税･都市計画税は、地方税法の規定により相続人が納税義務を承継し、相続人の内から代表者を指定することができることになっております。

つきましては、裏面の留意事項をお読みのうえ、相続人代表者になられる方が、下記の相続人代表者指定(変更)届に記入し、封筒に入れ返送くださるか、ご持参くださるようお願いします。

この届出書は、被相続人にかかる固定資産税･都市計画税の納税通知書、その他の書類を受領する相続人の代表者の指定をするものであって、相続の権利、相続登記及び相続税とは関係ありません。

なお、相続登記の手続きがまだお済みでない場合は、法務局で別途お手続きいただきますよう、また相続税につきましては、最寄の税務署にお問い合わせいただきますようお願いします。

＊口座振替ご利用の方は引き続き継続となりますので、停止希望の場合は連絡をお願いします。

また新しい口座をご希望の場合は同封の依頼書にて手続きをお願いします。

〒660-8501
尼崎市東七松町１丁目２３番１号
尼崎市役所　資産税課
電話：(06)6489-6262
納税課（口座振替について）
電話：(06)6489-6285

キ リ ト リ

相 続 人 代 表 者 指 定（変 更）届

尼 崎 市 長　あて

令和　　年　　月　　日

私は、地方税法第９条の２の規定により、被相続人に係る固定資産税･都市計画税の納税通知書、その他の書類を受領する相続人代表者として、次のとおり届け出ます。

照会番号				
被相続人 （亡くなられた方）	住　所			
	氏　名		死　亡 年月日	年　　月　　日

相続人代表者	住　所	〒 ※お届けの住所につきましては、住民登録地の住所を記入してください。		
	フリガナ		電話番号	
	氏　名		（　　）　　－	
	被相続人 との続柄	☐ 配偶者　☐ 子 ☐ その他（　　）	法　定 相続分	／ ※提出時に不明の場合は省略可

注　１　照会番号の記載がない場合は、相続人代表者の本人確認書類の添付が必要となります。
本人確認書類：顔写真付官公署発行の証明書（運転免許証など）１点　または
資格確認書や年金手帳（基礎年金番号通知書）などの２点

２　代表者以外に相続人がおられる場合は裏面に記入してください。

◎ 留意事項

- 相続人代表者は、被相続人名義の物件に係る固定資産税・都市計画税の納税通知書等の文書を、相続人を代表して受領します。
- 対象物件について不動産登記名義人が変更された場合、翌年度以降の納税義務者は新たな登記名義人となり、本届けと関係なく新たな登記名義人に対して告知等が行われます。
- 送付文書の不着返戻等の事情により、届けのあった相続人代表者に送付することが不適当であると市が判断した場合、予告なく別の相続人を代表者に指定する場合があります。
- 相続人代表者を変更する場合、改めて「相続人代表者指定(変更)届」を提出する必要があります。
- この届けは被相続人の死亡届出人若しくは被相続人と同一世帯であった方等に送付しており、法定相続人であることを確認し送付しているものではありません。届出の際には、相続人代表者となる方が法定相続人であること、または、遺言等による相続人であることをご確認のうえ、ご提出ください。
- 他の市税（市民税・県民税・森林環境税、軽自動車税など）で別途届出がない場合、本届出書をもって他の市税の相続人代表者の届出があったものとして取り扱うことがあります。
- 令和６年４月１日より、相続登記の申請が義務化されます。詳細につきましては法務局にお問い合わせください。（神戸地方法務局尼崎支局０６－６４８２－７４０１）

この届けについて相続人及び関係者から異議の申出があり、紛争が生じたとしても、その解決に関し、本市は何ら責任を負うものではありません。

相　続　人　代　表　者　以　外　の　相　続　人				
氏　　名	住　　所	電話番号	続　柄	法　定 相続分
				／
				／
				／
				／
				／
				／
				／